五〇、丙一六五二の二、丙一六五三、丙一六五八の二、丙一六五九の一から丙一六五九の三まで、丙一六六一の一、丙一六六三、丙一六六五、丙一六六九、丙一六七六の一、丙一六七六の三、丙一六七八の二、丙一六七九の二、丙一六八一の一、丙一六八一の二、丙一六八二の二、丙一六八六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区有東木字風穴一一七六の一、一一七六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字風穴一一七六の一・一一七六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県大田原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県芳賀郡益子町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

益子町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び益子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安中市（次の図に示す部分に限る。）

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安中市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南牧村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市川前町下桶売字高部一四二の二、一四二の一六、一四二の一七、二一三の二、二一三の四、字芹ケ作一〇七の一、一〇七の一〇、一〇七の一一、一〇八の四四、一〇九の一、一一一、一二五から一二七まで、川前町川前字栃棚二三の一、一〇一の一、一〇一の二、一〇一の六、一〇一の七〇、一〇一の七五、一〇一の八三（次の図に示す部分に限る。）、一〇一の八六から一〇一の八九まで、一〇一の九五、一〇一の一二〇、一〇一の一二四、一〇一の一二六から一〇一の一二九まで、一〇一の一四五